

令和3年11月15日

## 第9回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

○村中虐待防止対策推進室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第9回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

皆様、聞こえますでしょうか。

ありがとうございます。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただきます。

構成員の欠欠につきましては、高田構成員から欠席される旨の御連絡をいただいております。

また、今井構成員、小平構成員、杉山構成員、藤林構成員からは遅れて参加される旨の御連絡をいただいております。

また、前回までに引き続き、法務省より佐藤参事官、最高裁判所より木村課長にも御出席いただいております。

このほか、事務局からは、公務の関係で遅れての出席、途中の出入り等がございますことをお許しいただければと思います。

また、今回の検討会は、傍聴者希望向けにYouTubeでライブ配信しております。

なお、本検討会では、これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意いただければと思います。

それでは、これより先の議事は、吉田座長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○吉田座長 皆様、こんばんは。座長の吉田でございます。

本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○村中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1 「一時保護時の司法審査等について（案）」。

資料2 「接近禁止命令、面会通信制限の調査結果等について」。

資料3 「社会的養育専門委員会（11月5日）の主な意見」。

参考資料1 「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会の開催について（設置要項）」。

参考資料2 「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会とりまとめ（令和3年4月22日）」。

以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議題は「一時保護時の司法審査等について」となっております。

4月に行いました当検討会の取りまとめを踏まえ、厚労省、法務省、最高裁の3省でワーキンググループを開催し、一時保護開始時の司法審査の導入等につきまして、実証的な検討を行っていただいたところであります。

この検討会は、参考資料にありますとおり、4月に取りまとめを行っているところでございますが、その際、委員から、一時保護の司法審査について、3省のワーキンググループの検討内容について、この検討会にも報告をいただきたいとの御意見をいただいております。本日、事務局から報告を求めるものであります。

事務局から、11月5日に行われました社会保障審議会児童部会の社会的養育専門委員会での議論も含め御報告いただきますので、まず、事務局より御説明をいただきたいと思っております。その後、構成員の皆様から御意見をいただければと思っております。

それでは、事務局から、資料1から資料3の説明をお願いいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1を御覧いただければと思っております。

資料1につきまして、先ほど座長から御説明いただいたような経緯で、今月5日の社会的養育専門委員会に、資料1の内容でお示ししたものでございます。

2ページを御覧いただければと思っております。

最初の2つの○は、これまでの経緯ですので、皆様御案内かと思っておりますので、省略させていただきます。3つ目の○からでございます。

厚生労働省、法務省及び最高裁判所から成るワーキングにおいて、実証的な検討を行ってきたところで、その大きな方向性ということで、4つの矢印のマークで書かせていただいております。

1つ目の矢印でございますが、一時保護時の司法審査について、裁判官が発行する一時保護状による方法としてはどうかということでございます。

ただし、虐待などの緊急性が高い事案について、児童相談所がちゅうちょなく保護する必要のあることとか、裁判官の判断には一定の疎明資料を要し、その収集・整理には保護開始から一定の時間を要することから、児童相談所は事前または一時保護開始から○日以内に裁判官に対して、この発付を書面で請求する形としてはどうかということでございます。つまり、事後の請求を許容する必要があるのではないかと考えてございます。

なお、※にございますが、ワーキングにおいては、3日以内とすべきという意見と7日以内とすべきという意見があったところでございます。

厚生労働省としては、現場の実務も考慮しますと、7日は必要ではないかと提案させていただいておりますが、緊急に一時保護する必要性から、事後の請求を許容するという考え方からすると、3日という短期間とすべきという御意見もあるところでございます。

2番目の矢印を御覧ください。

裁判官が審査の対象とする時点につきましては、一時保護開始時点の判断の適正性について審査することとした上で、一時保護を行ってから請求までの間に収取した資料につきましてもしんしゃくして審査することとしてはどうかと考えてございます。その審査の結果、妥当であれば、一時保護状を得て、引き続き一時保護を実施することが妥当でない場合につきましては、一時保護を解除することになるということだと考えております。

なお、※にございますが、現行の児童福祉法上は、必要があると認めるときとされている一時保護の開始要件につきましては、裁判官が適切な審査を行うという観点から、その要件を法令上、明確に規定すべきという御意見がありました。

ただし、法令上規定する場合であっても、現行の一時保護の要件を自主的に狭めるようなことは適切ではないと考えておりますので、そのような前提の下、法令上規定することを検討してはどうかと考えております。

3つ目の矢印を御覧ください。

司法審査の対象となる一時保護につきまして、親権者等が保護に同意した場合とか、請求までに一時保護を解除した場合につきましては除外してはどうかと考えてございます。

4つ目の矢印を御覧ください。

既存の不服申立て手段につきましては、引き続き提起可能としてはどうかと考えてございます。

なお、（注）にございますが、一時保護状の発付の審査に対し、少なくとも児童相談所からの不服申立て手続を設けるべきという意見があったところでございます。

3ページをおめくりください。

司法審査以外の論点についてまとめたものでございます。

1つ目の○ですが、児童相談所等の調査権限につきまして、現在、児童福祉法上、明確な規定がないところでございますが、今回、規定してはどうかと考えてございます。

2つ目の○ですが、一時保護所について、施設、人員配置基準につきまして、現在、独自の基準がない状況でございますので、今回、新たに厚生労働省において策定してはどうかと考えてございます。

また、入所者が定員超過している自治体につきましては、解消のための計画策定を求めるとともに、計画に基づき取り組む場合の重点的な支援を実施してはどうかと考えてございます。

さらに、一時保護所に対する第三者評価を義務化してはどうかと考えてございます。

また、次のポツですが、子どもの権利擁護につきまして、前回、社会的養育専門委員会でも御議論いただいているのですが、児童相談所等が一時保護を行う場合の対応につきまして、あらかじめ子どもの意見を聴取してはどうかと考えてございます。

最後の○でございますが、児童相談所の体制につきましては、今般の司法審査の導入に伴いまして、法務に従事する人材も含め、体制強化が必要ではないかと考えてございます。

また、準備期間についても、施行までに十分な期間が必要ではないかと考えてございます。

資料1の説明は以上でございます。資料2は飛ばさせていただいて、後ほど御説明することとし、資料3を御覧いただければと思います。

資料3は、5日の社会的養育専門委員会における議論を事務局の責任でまとめたものでございます。多くの意見を頂戴しておりますが、この場では、一部のみ御紹介させていただきたいと思います。

2つ目の○を御覧ください。

事前または事後と御説明申し上げましたが、事前の審査をできる事例はほとんどないこととか、期間として、3日は不可能で、7日でも厳しい。10～14日は必要であるという御意見をいただきました。

3つ目の○、4つ目の○でございますが、子どもの意見を聞くべきであり、司法審査の手続の中にも盛り込むべきであるという御意見を頂戴しております。

5つ目の○でございますが、司法審査の一時保護の要件につきましては、明確に規定していくべきであるという御意見もいただいております。

ちょっと飛ばさせていただいて、8つ目の○、さらに3つ下でございます。

「司法審査の対象として」というところでございますが、親の同意があるけれども、子どもが一時保護に反対している場合についても、司法審査の対象とすべきであるという御意見を頂戴しております。

さらに、その下の○でございますが、司法審査により却下された場合、一時保護解除により、子どもが危険にさらされることを考慮しますと、児相側には不服申立て制度が必要ではないかという御意見も頂戴したところでございます。

そのほか、多くの御意見を頂戴しております。引き続き専門委員会でも御議論いただく予定でございますし、今日、この場でも皆様から御意見を頂戴できればと思っております。

続きまして、資料2に戻っていただければと思います。

資料2は「接近禁止命令、面会通信制限の調査結果等について」と題してございます。

接近禁止命令、面会通信制限につきましては、本検討会の取りまとめにおいて、まずは状況について実態調査をする。その上で、司法審査の導入等について検討を行うべきとされていたところでございます。

これを踏まえ、実態調査を行った結果が、資料の下半分でございます。

まず、真ん中辺りの「(1) 接近禁止命令、面会通信制限の実施状況」を御覧いただければと思います。

この中の「面会通信制限」と書かれているところの真ん中左の辺りの「児童虐待防止法に基づく措置」が20件でございます。

その2つ右へ行っていただいて「行政指導」と書かれているところが4,987件でございます。

して、行政指導がほとんどとなっているところでございます。

これにつきましては、一番上の箱の1つ目の○を御覧いただければと思いますが、行政指導が多くなっていることについての理由としては、まずは行政指導により対応することとし、相手の同意が得られなければ措置に移行するという回答が多数だったところでございます。

また、下の(2)とされておるところの「一時保護における面会・通信制限の基準」を御覧いただければと思います。

これを御覧いただきますと、基準の設定の仕方についても、各児童相談所において一定程度取扱いにばらつきがあるような状況かと思えます。

これらを踏まえまして、上の箱の2つ目の○でございますが、行政指導については、司法審査の対象にはなり得ないということでありますので、まずは、司法審査の対象となる行政措置が現場において適切に実施されるように、通知等で促していくことが適当ではないかと考えてございます。

私からの御説明は以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思います。

まず、一時保護時の司法審査の導入について、御意見をいただきたいと思えます。

面会通信の調査についても御意見等はあるかと思えますが、本日は時間が限られておりますので、司法審査のほうを最初にやりたいと思えます。

御発言いただく前には「手を挙げる」機能を御利用ください。

それでは、よろしく願いいたします。

では、川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

事務局の皆様、御説明ありがとうございました。

御説明の中で、資料3の9個目の○の「司法審査により却下され、一時保護を解除して」というところが、私がすごく不透明だなと感じているところです。却下された場合の手続きは、却下されたら、子どもはどうなるのか。

恐らく、例えばすぐ保護解除ということにはならないのだと思うのですが、例えば子どもに説明して、こういう理由であなたは一時保護所に保護されることになりましたという説明が、却下になったときに覆ったりするわけです。

そうすると、誰がどのように説明するのかとか、いつまでに一時保護を解除するのかとか、不服申立て手続きにどう進んでいくのかという辺りが、かなりクリアにしっかりとイメージが持てるというところが1点。

それから、却下された場合に、児童相談所が持っている相談援助の機能が、多分、保護者からは適格性とか信頼性というところで分断が強化されるのではないかと感じています。その辺りは、却下された場合、どのようにフォローアップしていくのかということが精緻

に議論されていく必要があるのだらうと感じました。

それから、面会通信のことについても言っているのでしょうか。

○吉田座長 先にこれをやってしまおうかと思うのだけれども、どうでしょう。

よろしいですか。

○川瀬構成員 はい。

○吉田座長 では、その後でまたまとめて御意見をいただくようにします。

○川瀬構成員 分かりました。

では、ここまでで一旦、失礼いたします。

○吉田座長 それでは、ただいまの御意見につきまして、室長からは何かございますか。

○羽野虐待防止対策推進室長 御意見ありがとうございます。

おっしゃっていただきましたとおり、却下された場合の対応は、非常に詰めていかなければいけない点が多いと思います。

もちろん、先ほど私から御説明しましたとおり、まず、却下された場合の不服申立の手続をどうするのかというところがそもそもの論点としてございますが、それにかかわらず、却下された場合、現場で御本人にもちゃんと説明しなければいけないということですし、その後の対処の仕方でも、おっしゃるように、分断が起きるといいますか、親権者等との関係もございますので、その辺りは精緻に詰めていく必要があると思っております。

ありがとうございます。

○吉田座長 川瀬構成員、よろしいですか。

それでは、続きまして、土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 土居です。ありがとうございます。

司法審査の導入を前提に、こうやって議論できるのはとても喜ばしいことなのですが、その具体的な手続については、今後、実務者による協議が必要ではないかと私は思っていて、三者協議を前提に、これだけで何らかの法案を出していくとか、拙速な議論で進めていくべきではないと考えております。

私から、ここで3つほど指摘したいと思っております。

第1点目に、検討会の中でも結構強く述べたつもりだったのですが、親権者、保護者の手続保障について、この案では、全く考慮されていないのではないかとというのがまず気になっております。

第5回の検討会で菅家さんが出てこられて、ヒアリングを行っていますが、先週、関西テレビの取材にお答えされている記事を読みまして、菅家さんも現状よりさらに悪くなっていくのではないかと心配されておられました。

この現状の案は、刑事事件における逮捕状の請求のような手続を前提とされているのですが、こういった案だと、親権者、子どもの手続保障はどちらも図れないわけです。我々児童相談所内の弁護士も案が出てから、意見交換をしております、ここの手続保障をどうするかとかなり議論が白熱したところでもあります。

親権者の手続保障としては、例えばなのですが、今の33条審判のような手続では時間がかかり過ぎるというのであれば、DVの保護命令のような、審尋を経て裁判所が決定を出すような手続であれば、親権者の手続保障を図れると思いますし、迅速な決定も可能だと思っています。

また、子どもに関しても、例えば少年事件の観護措置のような手続、子どもを児相が連れていく、あるいは遠隔地にある場合には、最寄りの簡易裁判所や自治体などからオンラインで裁判所とつないで、きちんと子どもと面談をしてもらうといった手続保障も考えられるのに、そこが全く反映されていないのは意外というか、このまま進めてはいけなところなのだろうと考えております。

あわせて、今、御意見として出されたように、不服申立て手段も当然必要だと思っていて、それを審査請求とか行政訴訟で代替するのはできないと考えています。

審査請求の場合でも、行政訴訟の場合でも、2か月以上は絶対にかかります。これは一時保護に対する不服なのに、一時保護の原則期間である2か月を超えて判断が出ない手続を不服申立てとして整理したところで、何ら手続保障にならないし、意味がないと考えています。それを排除せよという意味ではなくて、別途、準抗告類似の簡易迅速に判断できる手続が必要なのだと思っております。

2点目は、先ほどちょっとだけ言いましたが、子どもの手続参画についての記述が全くありません。そこはととても不満を持っています。

子どもへの説明や意見聴取をどうしていくのか児相が聞き取って、児相が裁判所に書面で届ける制度ではなくて、年齢とか発達状況に応じつつ、裁判官がきちんと話を聞いてあげる、あるいは調査官が話を聞くという手続を設けなければいけないと思っています。

子どもなので、当然、合理的配慮も必要でしょうし、その辺の細かな詰めをするには、実務者が集まって協議する必要がある。そこに合わせて国費とか公費でアドボケイトのシステムであったり、あるいは手続代理人のシステムであったりを検討する時期に来ているのではないかと考えております。

3つ目に、案の中で、親権者等の同意により、司法審査を回避する道ができようとしています。ちょっと難しいと思っているのは、誰の同意でその審査を回避するとするのかは、一時保護自体が誰の権利をどう制限しているのかをきちんと考えないといけないのですが、今、実務上、かなり曖昧になっています。親権者なのか、保護者なのか、それ以外なのか、よく分かりません。

誰の同意を取るのかという問題とは別に、子どもの同意は得なくていいのかという問題がもう一つあります。

さらに、親権者等の同意で司法審査を不要とする場合には、一時保護当初に誰が親権者か分からないケースをどうするのかというところがあります。戸籍がすぐに確認できない場合などです。住民票についても、通常であれば住んでいるところに置きますが、そうではないケースもあります。戸籍が置かれる本籍地などはどこにでも置いていいわけですか

ら、例えば自分のところの自治体からかなり遠方にある場合などには、戸籍を郵送で取得しないと、誰が親権者かははっきりしません。そういったケースはどうするのか。

あるいは外国籍の場合には、外国法を調査して、親権者の規律がどうなっているのかを調べなければいけないのですが、それにもまた時間がかかるということで、親権者等とするのは難しいのではないかと考えております。

何より、親権者等が同意したとしても、例えばなのですが、一時保護の理由を十分に理解していなかったり、不適切な理由、児相が考えるのと別の理由で同意したりすることもあるわけで、そういった場合はどう扱うのか。今の33条審判、28条審判のときにも、親権を行う者の意に反するという要件とも絡んで、結構難しい問題があるのですが、そういった一時保護の開始場面で、事後審査の場合に何日以内に請求せよとされている期間制限がある中で、これらのことをクリアするのはかなり難しいことと考えています。

そもそも、これは誰かの同意によって司法審査を回避するルートが必要なのかどうかというところはよく考えたほうがいいのではないかと考えています。

私が言いたいのは、意に反する場合には、絶対に司法審査を経なければいけないと思うのですが、親権者なり保護者なりが同意していようと、児童相談所の選択で司法審査を経る、あるいはそれをしないというのを選択できるようなルートも考え方としてあり得るのではないかと考えております。

長くなりましたが、以上の3つの点をまず指摘しておきたいと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、先に質問をまとめていただきますので、橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 よろしく申し上げます。橋本です。

先ほどの土居委員の実務者も参加してというところは、私も賛成したいと思います。

一番懸念されるのは、性的虐待の一時保護は、非常に微妙なところがあると思います。

身体的虐待だったら、けががあるとか、あるいは泣き声が聞こえるとか、事実を押さえて裁判所に審査を出すということですが、性的虐待の場合は、なかなか事実が押さえられない。友達にそんなことを口走っているとか、あるいはキスごっこをしよう、エッチごっこをしようという性化行動と呼ばれる行動なのですが、そういう行動が見られる。

でも、これは性的虐待なのか、遊びなのかが非常に分かりにくいところがあって、まずは一時保護をして、子どもの安全を確認して、それからしゃべってくることだってあるわけです。

また、一時保護をしてから保護者に事実を確認していくことがあるわけで、そういうところを考えると、身体的虐待とは違う一時保護の在り方があるので、どのような一時保護があるべきかのガイドラインみたいなものを想定して、考えていくか。こんな議論が必要なのではないかということです。

○吉田座長 では、中村みどり構成員、お願いいたします。

○中村構成員 お願いします。



私も司法審査に関することでずっと気になっていたことは、子どもの意見をどう聞くかというところです。一つは、今の状況として、子どもの意見が聞かれるという事については、今回の取りまとめの中で、どの時点でどのように聞くかという議論がされていたのが気になる点です。もう一点は、これまで15歳未満の人の声は、児童相談所が聞いたものを基に判断しますというお話があったと思うのですが、そこは結局、変わらないのでしょうか。今回、子どもの意見が聞かれることが司法審査でどのように重視されているのか、またはまだ全然議論されていないのかというところが気になっています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、高橋温構成員、お願いいたします。

○高橋構成員 皆様と重なる部分ではありますが、ちょっと長くなりますが、意見を言わせてください。

基本的には、社会保障審議会の社会的養育専門委員会に浜田委員が出した意見が弁護士有志になっていて、そこに私も名前は書かせていただいています、それを補完して少し意見を出させてください。

今回の案の令状型は、児童相談所の体制や事情を考慮した結果と思われるのですが、できるだけ簡便な資料で申立てができるようにして、児童相談所の負担を減らすとか、現在の2か月超えや施設入所承認の審判と異なって、親権者が手続の当事者でないことから、親権者の意向や反論を聞かずに裁判所が結論を出すことができる制度を出されていると思っています。

それと、審理する裁判所は、家庭裁判所に限らず、おそらく簡易裁判所や地方裁判所を含むことになるだろうと思われていて、そうすると、児童虐待や家事事件に不慣れな裁判官も担当することになり、判断が適切になされるか不安がある。

そのため、裁判官が適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を明確化するという意見が出ていますと理解していますが、要件を厳格にすることで、現在できている一時保護が却下されることは心配です。先ほどの御説明にあったように、それは絶対はないのだと言って、要件を広く書いてしまえば、児童相談所が請求したものは100%認められるみたいなことになって、何のために一時保護の司法審査を導入したのかということになりかねないと思っています。

つまり、法律をつくるのであれば、立法事実は何で、どのような事態を適切に審理してほしいのかという具体的な検討があまりないまま、子どもが家庭から離されるのだから、行政権限だけで決めるべきではなくて、司法審査が必要であるという理念を先行させてつくられている案だという印象があります。

先ほどのお話にも出ていたように、現在の一時保護に不満を持つ保護者、親権者から見れば、今回の案は、保護者、親権者が当事者となっておらず、手続に参加することもできないという点で問題があり、事件か事故かみたいなことで争いになっているケースに対し

て、司法審査が有効・適切に機能するののかという点は疑問を感じています。

また、この検討会でもずっと言われてきたように、もともと子どもの重大な権利制限だから、司法審査を導入という話だったと思うのですが、この制度では、子どもが当事者となっておらず、意見を聞かれる場面もありません。

児童虐待の状況は、親権者が子の最善の利益のために、親権を適切に行使できない場合に発生するので、親権者の同意に子どもの権利保障を左右させるのは適切ではないと考えています。したがって、子どもが一時保護に明確に賛成していなくても、親権者が同意した場合には司法審査の対象から外すのであれば、理念と制度に矛盾を感じます。

あと、事後審査を可として、3日や7日などの決まった日数までに一時保護が解除されたものは対象外にするという案だと思うのですが、それは結局、3日以内や7日以内の一時保護は、児童相談所のみで判断を行うことができるということになると思います。さきの検討会の資料にあったとおり、7日以内に一時保護が解除されるケースは、全体の約30%あり、同意がないまま7日以内に一時保護が解除されているケースは相当数あるのかなと思っています。

前回の検討会の資料の数字では、途中で同意に転じているケースがどのくらいあるのか分からないので、単純計算できないのですが、開始時の同意なしが2,859件と書いてあって、7日経過時同意なしが1,116件と書いてあったので、途中で同意ありに転じるケースがあるとしても、半分ぐらいの同意なしケースが7日以内に一時保護が解除されていることになるのではないかと考えています。そうすると、もともとの出発点だった子どもの権利条約で、同意がないケースは審査をすべきだと言っていたことをそもそも果たしている制度になるのかという点でも疑問があります。

あと、却下のことも、皆様おっしゃっているとおりだと思うのですが、裁判所が一時保護の適否だけを審査して、親に対する指導その他の働きかけには関与しないことが前提の制度になっているので、裁判所が却下した場合に、實際上、児童相談所がどのようにケースワークしていくのかという問題が出てくるのだらうと思っています。

こうやって考えてみると、理念的には本当に賛成なのですが、今回の案は、制度としては、極めてまだまだブラッシュアップが必要なのではないかと考えていて、引き続き十分な議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところで御説明をお願いいたします。

それでは、室長、お願いします。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待室長でございます。

様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、土居委員から、中村委員も含めてですがほかの委員、あとは高橋委員もそうですね、子どもの手続参画、親権者などの手続参画について、きちんと保障していくべきでは

ないかという御意見をいただいたところでございます。

この点につきましては、先ほどたしか土居委員もおっしゃったのではないかと思います。現在、迅速な手続をやるということで考えておりますので、現時点では、児童相談所から親の意見とか子どもの意見を聴取の上で、裁判所に提出するというように考えておりますが、それでは不十分であるという御意見も頂戴しております。その上でどのように考えていくのかは、これからまた議論が必要ではないかと思っております。

さらに、準抗告のことも土居委員から御指摘いただきました。これも手続保障の観点からどうしていくのかという問題だと思っております。

先ほどの子ども、親の手続参画は、恐らく準抗告の部分も含めて考えていく必要があると思っておりますので、今、意見を書かせていただいている中には、児相側のことについて設けるべきであると書かせていただいておりますが、児相側に限らず設けるべきという御意見もいただいておりますので、その辺りを考えていかなければならないと思っております。

あと、児童相談所、裁判所側の体制も含めてどうやって対応していくのかというところが重要だろうと思っております。

あと、高橋委員とか橋本委員は、もろもろまだ詰めていくべき論点があるとおっしゃっていただきまして、それはおっしゃるとおり、まだまだ詰めなければならない論点はあると思っております。ぜひいろいろと御意見をいただきまして、制度改正の骨格をつくるまでにブラッシュアップしていきたい部分もございまして、制度がいざつくり上げられていくことになった段階でもまたつくらなければいけない部分と恐らく両面あると思っておりますが、両面から現場の皆様の御意見をいただきながらいい制度にできればと考えてございます。

雑駁ではございますが、私からは以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、再度の御質問、または新たな御質問をいただければと思います。

いかがでしょうか。

土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 何度もすみません。

厚労省の事務局に対する質問になるかと思うのですが、明日の社会的養育専門委員会のほうに、司法審査に関する取りまとめ案が出るという議題が既にホームページに公表されていたと思うので、今回出されている案を前提に取りまとめ案がなされるのではないかという懸念があるのですが、今後の進行はどのようになっているのでしょうか。まだ三者協議を続けるのか、あるいは先ほど言ったような実務者による協議を考えているのか、それと明日の取りまとめ案との関係はどうなっているのかが1点です。

もう一点は、中村構成員が先ほど言われていた点なのですが、結局、三者協議はかなりブラックボックスみたいになっていて、三者協議の中で、いつ、誰が、誰とどのような話をして、何が決まっていったのかが外部からは全く分からない状態になっています。一時

保護に対する司法審査は、歴史的な転換点だと思っているので、その辺の説明責任はきちんと果たしていくべきだと思っていて、その辺も明らかにしてほしいと思っております。

以上、2点です。

○吉田座長 では、室長、お願いいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 御質問ありがとうございます。

まず、あしたの社会的養育専門委員会の流れでございますが、現在、議題といたしましては、まず、資格関係で別の議題があるのですが、それとは別に、骨子案の御意見をいただく予定にしております。

これは、これまでの社会的養育専門委員会での御議論を一定程度まとめるものとして、骨子案としてお示しするものでございますが、あしたで取りまとめが全部決まるということ想定してそのようにしているものではございません。あくまで骨子でございますので、それを基に御議論いただく。

恐らく16日以降も、御意見を頂戴していくことになると思いますので、司法審査につきましても、この後の議論の中で、骨子の中で御意見をいただくということに形上はなっていくのかなと思っておりますが、引き続き御意見を頂戴できればと思っております。

また、三者協議について御意見を頂戴しました。

私どもは、法務省、最高裁両役所と頻繁にやり取りをしております。三者協議という形で正式な会議を三者でやる場合もあれば、それぞれその都度やり取りし、協議をしているところもございます。そのやり取りの結果、どのようになっているのかは、できる限り詳しく私どものほうで御説明したいと思っておりますので、御不明な点等があれば、こういう場を通じて御説明さしあげたいと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、まず、藤林構成員からお願いいたします。

○藤林構成員 この検討会と専門委員会に両方出ているのは、多分、私と中村委員の2人なのだとすることに改めて気がついたのですが、社会的養育専門委員会のほうは課題がたくさんありまして、一時保護の手続について、まだ触りだけなのですが、これぐらい細かく丁寧に議論する時間はほとんどないのではないかと思います。

前回も、浜田委員が意見書を読み上げたり、私も意見を言ったりするだけで、なかなかディスカッションという感じにはならなかったと思っておりますし、今後、専門委員会で議論しても、なかなか詰めた議論になっていかないのではないかと思うところです。

先ほど事務局にいろいろな課題があることは認識され、今後も議論し、考えていくこと、また、ブラッシュアップの必要性も言われているわけなのですが、それをどこの場でやっていくのか。そもそも一時保護の手続に関する検討委員会は、今日で終わるのか、今後もより丁寧な議論をする場として続けていくのか。

冒頭に土居委員が言われた、実務者も参加したディスカッションで一回詰める必要があ

るなど私も思うのですが、それを今後、どのようにしていくのかはとても重要な課題ではないかと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、複数手が挙がっておりますので、順次、御質問をお願いいたします。

まず、鈴木構成員からお願いいたします。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

本当にいろいろと御検討いただいていること、感謝いたします。

今回、司法審査の方向が出たことは、すごく素晴らしいことだと思います。

でも、先ほどから出ていますように、司法審査に当たり保護者の意見を聴取すること、子どもの意見を聴取することは、手続保障としても大事だろうと思うのです。

もう一つは、実際に児童相談所で感じたことを一つ述べさせていただきます。

子どもの意見を聴取することはすごく大事なのですが、子どもから出てきた意見をどう扱うか、子どもをどのように守っていくのかという視点もそこに必要だと思うのです。

今の前提では、まだそこまでいっていないのですが、例えば野田の事件でもそうですが、子どもが意見を言ったときに、それをどれだけ守れるのか。つまり、保護者や関係者が司法手続に参加するときに、子どもが言ったことが全部そこに伝わってしまっただけでは、その後が続かないことも起こってきますので、そのようなところは、具体的に例えば上申書でこのようなことは出さないでほしいと児相が意見を伝えた点は尊重頂くとか、そのようなことも併せて検討いただければと思います。

ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

続いて、久保野構成員からお願いいたします。

○久保野構成員 ありがとうございます。久保野でございます。

私からは、子どもが一時保護に反対している場合の司法審査について、親権制度との関係と、実質的に子どもを誰がどのように守っていくかについて、親権との関係を意識した手当てが必要なのではないかということを一言といいますか、少し長くなりますが、指摘させていただきたいと思います。

まず、方向性としまして、子どもが家庭から離されるのであり、子どもの意向を考慮し、子どもが反対しているときには慎重な手続を導入して行っていくのは、方向性としては望ましく、もちろん、児童の権利条約を踏まえても、あるべき方向性だと思っております。

これからやや消極的とも聞こえることを申し上げますので、その方向性は適当だと思っていることをまず述べさせていただきました。

ただ、考えなくてはいけないのは、確かに実質的には親権者が適切に動いていないときにこそ問題になることはそうだと思うのですが、制度としては、子どもの利益のために親権者がいて、監護教育の権利義務や居所指定権を与えられていることになっているわけで

すので、その親権者が同意していて、かつ、行政も一時保護が必要だとなっているときに司法審査を行うことは、特にそれが却下されることを想定すると顕著ですが、実質的には、親権者が子どもの利益を図るために行っている言動が適切かどうかを裁判所が判断するという意味を持っていることを意識しての設計が必要だと感じます。

特に、親権者が反対しているときに子どもを守るために入っていく場合とは異なりまして、考えておかなければいけないと思うのですが、2点あるのですが、一つは、先ほど出た点と関わりますが、実質的に一時保護を却下となったときに、いかなる主体がどのように子どもの利益を図っていくかについて、併せてしっかりとセットで制度をつくっておかなければいけないのではないかと感じます。

これは、子どもが反対している場合だけではないという御指摘は先ほどありましたが、親権者が同意している場合ですと、親権者が一時保護を希望しているのに、それを却下するわけですので、親権者の下に戻すのは現実的ではないのであろう、しかし、先ほど行政が継続的に関わるにしても難しい面があるだろうと指摘がありましたし、実務的にも、恐らくシェルターでの保護といったことが働くのかなと思うのです。

ただ、申し上げたいのは、そのような事実として存在している様々な活動でカバーされるからよいということでは足りず、制度的にここで裁判所が却下する可能性を導入するわけですので、例えば私が思いつく範囲では、児相申立てによる親権停止につなげていくとかは分かりませんが、あるいは児童福祉行政による在宅指導の継続について、難しい局面だということを前提に働き得る仕組みをセットで設けるといったことが必要なのではないかという実質面が1点です。

もう一点が、もうちょっと法形式的なお話になるのですが、今、私が申し上げている点は、親権の規律をしている法律と児童福祉上の手続がなかなかうまく連携されていないという根本問題に関わるのだと思うのですが、その点に関わって、現在、法制審議会で、親権について、年齢や発達に応じて子どもの意向なり状況を尊重して、親権を行使しなくてはいけないといった諸外国に存在しているような規律を入れるかどうかということが恐らく議論されているかと思います。

ここで論じられている問題は、そのような方向を望ましいものとして、日本の法律に取り入れていくかということだと思いますので、一時保護について、子どもの利益、子どもの意向を尊重した制度設計を考えていく場合には、ぜひセットで民法上の親権の在り方についても同時に考慮いただき、検討していただきたいと思います。そうするのが大事だと思います。

以上です。長くなりましたが、ありがとうございました。

○吉田座長 ありがとうございました。

それでは、杉山構成員、お願いいたします。

○杉山構成員 杉山でございます。

一時保護に対する司法審査の問題は、かなり難しい問題であると理解しております。そ

の難しさは、司法審査を何の目的で導入するのか、また、対象が何であって、いつ審査するのか、さらに手続をどうするのか、不服申立ての在り方を含めて手続保障をどのように図るのか、どれぐらい重い手続あるいは軽い手続にするのか、また、既存の手続との関係といたしますか、重複しているところや欠けている部分をどうしていくのか、といった様々な課題があることによると思います

実務的にはもちろん、理論的にもすごく難しい問題があるところですが、この検討会でも十分に詰めて議論がされておらず、また、先ほどの藤林構成員のお話だと、社会養育専門委員会のほうでも十分なディスカッションはできていないようですので、その辺りは少し心配に感じております。

ただ、資料1で示された司法関与象は、どちらかという逮捕令状などに近い制度と理解していますが、他方で、ほかの委員からは、もう少し調整的な手続、親あるいは子どもの意見聴取の手続をある程度重くしたような手続をすべきなのではないかという意見も出ているところです。

どちらに寄せて考えていくべきかという問題になると思いますが、いずれにいたしましても、現行の行政不服審査あるいは行政訴訟では時間がかかり過ぎるので、その不十分なところを補うために制度を導入したと考えており、資料1のところに少し記載されているように、行政訴訟等は排除しない形で手続を設けていくことは必要であろうと思っています。

今、令状に近い形の制度と理解していると申し上げましたが、参考資料2にありますように、この検討会の取りまとめで、司法審査も大事なのだけれども、調整的な手続を第三者的な機関で行う案も出されていましたが、そのような第三者的機関による調整手続は、仮に司法審査を今の原案のように、令状に近いものとしてとらえたとしても、考えていく必要性はあろうかと思っています。

そのような制度の可能性は排除されないとは理解しておりますし、排除しない方向で制度をつくっていくのがよいのではないかと思います。

以上になります。

○吉田座長 ありがとうございます。

続けて、宮口構成員からお願いいたします。

○宮口構成員 お願いします。宮口です。

私は、先ほどの鈴木委員と同じように、現場の声という形でお話をさせていただきたいと思っています。私自身は、今回の司法審査の導入については、この方向性は間違っていないし、理念としてはすばらしいと思っています。

ただ、現場の状態からというところで、今、どんなことが起こっているかということここで委員の皆様と共有させていただきたいと思っております。

というのは、実際に一時保護委託先になった乳児院とか児童養護施設、里親さん、児相の方たちと協働させていただいている中で、今、一番よくお聞きするのが子どもの声、本当のニーズをどう聞くかということなのです。

乳児院であっても、児童養護であっても、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、今、子どもの声をなかなか聞けないままで、保護者の意向に合わせて一時保護解除になっていく現状があります。地域の状況や親御さんの状況、親御さんが同意したから家庭引き取りになるというようなことが起こっていることもあります。そこにはなかなか子どもの声が反映されていません。

というので、一時保護解除に当たっても、子どもの声をどう聞くかということは大切です。乳児院にぎりぎりのところで安全に保護され、施設の先生たちも一生懸命にその子どもに寄り添うのです。そして、やっと安心・安全が出てきてというところで、全く人に行けなかった子どもが、やっと人に行けるようになるなどプロセスが要るわけなのです。子どもの声を聴くにはこのようにある一定の期間の中でアセスメントが必要です。

その中で、子どもたちは、行動を通して自分自身の状態を表現しているので、その子どもの行動をどう読み取って、アドボケイトしていくかというところ、例えば今の乳児院の先生の声とか、今見ている養育者の里親さん、そういう人たちの声というところ、そこで実際に子どもたちを見ている人たちの声もしっかりと聞いていく必要があると考えています。

今、なかなかその声が聞けないままに、目の前で子どもが苦痛を抱えていて、このまま帰ったらやばいなと先生方が思っているにもかかわらず、また、子ども自身が難しさを持っていて、この難しさを親御さんが帰って見るのは大変だなということがある中で引き取ることも起こります。解除時に、その困難さを親御さんと共有することなく家庭に帰ると再虐待を生むということが起こっています。

ですから、措置のときも、一時保護が決まるときもそうなのですが、解除に当たっても、どのように子どもの声を聞いていくのかということは要るなと思っています。子どもの声をどのように聞くのか。発達年齢に応じてという話を土居委員もおっしゃっていたのですが、その声をどう聞くかというシステムとか仕組みをつくっていくことが、乳幼児など表現できない子どもたちのアドボケイトをしていくことになるかと思っています。

まとまらない中ですが、現場の声としてお伝えさせていただきました。

ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本佳子構成員、お願いいたします。

○橋本佳子構成員 資料1の最後に、今回の司法審査導入に伴って、保護に従事する職員の確保を含めた体制強化が指摘されていたと思うのですが、その辺はどのように議論されているのかなと非常に気になりました。

今回の司法審査の導入は、少なくとも子どもの親、権利保障のためという目的で、児童相談所の事務負担の軽減は、もちろん、現場からすれば、それは必要なのですが、そこばかりも言っていられないというか、権利保障のためなので、一時保護自体が適正に行われることが目的ですから、現在以上に弁護士のコミットが求められているのではないかと考えています。



ですので、少なくとも例えば法務担当の職員だけが配置されて、それで終わってしまうとか、そういったことで終わらないように、常勤弁護士の配置も含めてなのですが、児相と弁護士との関係性が今以上に強化されるべきではないかと思えます。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、これまでの質問にまとめてお答えいただきます。

○羽野虐待防止対策推進室長 様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、藤林委員から、今後、社会的養育専門委員会、本検討会に限らず、実務者会議も含めて、どのように詰めていくのかという御意見を頂戴しました。

基本的には、この検討会では取りまとめを一旦いただいた上で、今、社会的養育専門委員会で御議論いただく段階にはなっておりますので、大きな方向性はそこで固めていただくということで考えておりますが、これまで御指摘いただいておりますとおり、まだまだ詰めなければいけない論点は、非常に多くあることは十分に認識しておりますので、そこはどのような形が適切なのかというのはあるのですが、皆様からの御意見を様々な形で頂戴して、詰めなければいけない点を急ぎ詰めていきたいと思っております。

続きまして、鈴木委員、杉山委員、宮口委員から子どもの意見の聞き方とか、その際に留意しなければいけないことなどの御意見をいただいたと考えております。

おっしゃっていただきましたとおり、子どもの意見を聞くことを考えたときには、聞くことの難しさもそうですし、タイミング的に一時保護をした段階でどれだけ本心が聞けるのかということもございまして、聞いたことをそのままのみにしていいのかということもございまして、その後のきめ細かな対応が必要だということも十分に認識しております。

そのような中で、現在、社会的養育専門委員会の中で御議論いただいております制度改正の項目は、司法審査に限らず非常に多くございまして、その中の一つの改正項目としては、子どものアドボケートを都道府県の事業として位置づけていくということで考えてございます。

これは司法審査とは別のところでまたそのようなことをやっていきたいと思っておりますので、司法審査の手続の中で子どもの意見をどのように聞いていくのかということと、それに限らず、子どもの意見を丁寧に聞いていくこと、どのようにすくい上げていって、処遇上問題があれば、それをどのようにきちんと改善していくのか、例えば児童福祉審議会とかそういったこととの関係をどうしていくのかなど、そういったことも考えていかなければいけないと思っておりますので、そこでの対応と、司法審査での対応とその両方をどのようにしていくのかというバランスも含めながら考えていかなければならないのではないかと考えています。

また久保野委員からは、法制的な観点で、民法との関係も含めて、非常に専門的な御指摘をいただいたと思っております。どの整理がいいのかは、非常に難しいと思っております。特に1点目でおっしゃっていただきました、親が同意して、子どもが反対して、そ

れを裁判所が却下した場合、どのように受け止めていくのか、制度上どうやって担保していくのかは非常に難しい論点だなと今聞いて思ったところでございます。

先ほども申し上げたように、制度改正はいろいろな論点がございまして、その中では、在宅での市町村による支援を強化していこうという話はございますし、そこで児相と市町村の連携も強化していこうという話にはなっておりますので、そういった観点から、市町村による支援も強化していこうという話ではございますが、恐らく、久保野委員から御指摘いただいた点は、それにとどまらず、もし親権者が同意して、子どもが反対している場合についても、司法審査の対象としていくのであれば、そういうことを制度上、きちんと担保していくべきではないかという御意見として頂戴したのではないかと考えております。

また、2点目で、現在の民法の改正の議論について御紹介いただきました。

今日、この場には法務省の方も参加されておりますので、民法と児童福祉法の連携みたいなものも大きな論点だと思っておりますので、きちんと連携して対応していきたいと思っております。

最後に、橋本委員から御指摘いただきました司法審査の体制につきまして、心配の声というか、体制面をきちんとやっていくべきであるという御意見を頂戴しました。

おっしゃるとおりでございまして、現在、先ほどもおっしゃっていただきましたが、常勤弁護士とかそういったものの予算措置は、国のほうで一定程度手当てはしておりますが、それにとどまらず、職員を追加すればいいという問題ではなく、恐らく現場の皆様が迷わずにこの実務をこなせるようにするいろいろなマニュアルや研修といったことも含めて、施行の段階では手厚い対応が必要なのではないかとというのは十分に認識しておりますし、その段階では、現場の皆様ともよくお話を伺いながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

藤林構成員、御質問はございますか。

○藤林構成員 先ほど意見を言い忘れたので、短いのですが、追加で意見を言いたいのですが、気になっていたのが、冒頭に川瀬構成員が言われていた審判で却下された場合に、子どもが速やかに帰されるわけなのですが、その場合に、帰りたくない子ども、解除されたくないという子どもの意見をどう保障していくのか。

却下されて、すぐ家に帰るということではいいのかは非常に気になる場所なので、解除された後、子どもが家に帰りたくない、解除されたくない、まだまだもっと私は言い足りない、言いたいことがあったのだというところの不服申立てというのか、そこを丁寧にしてほしいということを1点申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

追加の御質問はございますか。よろしいですか。

では、私から1つ2つ。

今回の司法審査制度の導入に当たって、この検討会の最初の実態調査をしたところ、児童相談所の意見は、賛成と反対とほぼ半々というところでしたね。そして、児童相談所の反対の理由の多くは、業務負担がとても大きいところかと思えます。今回、これを導入するのであれば、今、室長がおっしゃったように、当然、人的な手当が必要だろうと。

人によっては、弁護士を増やす、常勤弁護士をここに配置すれば、この点は解消されるという意見もあるようですが、実際に、児童相談所の現場の方に伺うと、弁護士としての仕事だけではなくて、その準備としての書類を集めたり、場合によっては家裁に行ったりと、そこが大変なのだということからすると、弁護士の配置だけでは足りない。

ですので、参考資料の一番下の○にありますように、児童相談所等において、法務に従事する人材を含め、体制の強化ということで、法務担当職員というある種弁護士の仕事を補佐するような専門職も必要ではないかと思っております。そういうところを手当てしないと、児童相談所が本来果たすべきソーシャルワークに支障が出る。児童福祉司の方がやるべきそれを書類づくりに逃れるようでは本末転倒ですので、この点は十分に確保していただきたいことが一つ。

もう一つは、この検討会で保護中の子どもの権利制限の問題であったり、学習権の問題であったり、環境の問題であったり、一時保護所について様々な意見が出ました。資料1の中にも一時保護所独自の基準を策定すべきだと。

これは検討委員会でも出ていましたが、これらの問題は、今後、どういう形で議論していくのか。法改正事項ではないとしても、この点をしっかりと見直しのルールに載せていただかないと、今回、この検討会で一時保護を議論した意味がなくなってしまうということで、かなり具体的な成果としてこれを出していただきたいというのが私の要望です。

以上です。

お願いいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 座長からじきじきに御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

最初に、橋本委員からの御質問とも重なる部分もございしますが、弁護士の人材に限らずというお話をいただきました。

おっしゃるとおりでございまして、常勤弁護士の配置を進めていこうという話はもちろんでございしますが、ここに書いてございますように、法務人材とも申し上げておりますように、例えばパラリーガルみたいな方々もそうだと思います。

あとは、今回、もし一時保護状を請求していく形になった場合には、例えば現状、警察の皆様が、令状のときに裁判所に持っていかれる実務と同じようにしていくとすれば、実際にそこに書類を持って行って、判断いただくのを待つというところが、警察がやられている実務と同じであれば、そういうことになっていきます。それであれば、持っていく手続そのものも非常に大きな負担になり得ると思っておりますので、その辺りも含めて、

現場の皆様の負担をどうやったら軽減できるのかということとはよくよく考えていきたいと思っております。

また、一時保護所の基準など、様々な論点について、司法審査に限らない部分も含めて、きちんと前に進めるようにという御意見を頂戴したと思っております。

先ほど座長からおっしゃっていただいた一時保護の基準のことにつきましても、現在、いろいろなタイムスタディーをしております。それを踏まえて基準を設けるということで考えたいと思っております。

この基準自体は、法律に事細かな基準を書くというよりは、もっと下の法令のレベルで基準を設けていくこととなりますので、タイミングとしては、法改正の流れとはワンテンポ遅れることになっていくと思いますが、きちんと前に進めていくように調整していきたいと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

皆様、よろしいでしょうか。

では、許されればもう一点だけ。

今回の司法審査で、一種の令状的なものということになって、実際にこれが却下されるのがどれぐらいなのだろうか。要は、実質的な審査がどれぐらい行われているのかということだと思うのです。

児童相談所が申し立てたものが、ほぼ全て自動的に通るような事態になった場合には、むしろ児童相談所もそうだし、裁判所に対する信頼が失われるのではないかと。虐待する親が、家庭裁判所と児童相談所はぐるになっているのではないかと、自分たちの言うことを全然聞いてくれないという不満が出てきている。こういう不満に対して、ちゃんと聞く姿勢なりが児童相談所、裁判所のほうでできるのだろうか。そうでなければ、この問題を論じた意味がない。余計に不信感が増すだけだと思うのです。

裁判所から児童相談所への指導勧告がありますが、実態調査によると、児童相談所が出した勧告案そのままを裁判所が出してきている事例が数多く見られると。こういう実情の中で、今回の一種の令状的なものがあった場合に、やはり同じような状況になるのではないかとすれば、司法審査、司法が絡む意義が失われるのではないかとと思うのです。

そうした意味では、裁判所もかなり主体的に、積極的に取り組むことが求められるのではないかとと思うのです。この点を室長にお願いするのも妙な話ですが。

○羽野虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

まず、皆様よく御案内のとおりでございますが、改めて申し上げますと、今回、司法審査の導入を御提案させていただいておりますのは、親権の制限とかそういった権利の制約を及ぼす一時保護について、その判断の適正性を児童相談所に限らず、司法の関与も入れた上で適切に行っていく、行政の処分の適正性を担保していく。それは、児童権利条約の要請でもあるということで、入れていくということでどうかと御提案しているものでござ

います。

冒頭に高橋委員から御指摘いただいたこととも関連してきますが、具体的にどれだけ裁判所から却下処分が出るのか、どういうケースに却下処分が出るのかは、正直、お答えがなかなか難しい問題でございまして、前提として申し上げるならば、当然、私も申し上げましたが、現在、適正に行われている一時保護については、引き続きできることを前提としたいと思っております。そのように考えますと、一時保護の判断については、児童相談所に広範な裁量があることを前提に考えていく必要があると思います。その上で、その裁量権の行使について、逸脱、濫用があるとすれば、それは裁判所から却下処分が出てくるであろうと思っております。

具体的にはそれが何割、何%、何件あるのかとお答えするのは、正直、にわかにお答えするのは難しいのですが、概念的には、そういうケースについては、裁判所から却下の処分が出得るのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、一時保護の司法審査に関しては、よろしいでしょうか。

それでは、もう一つの議題というか、検討点ですが、接近禁止、面会通信制限の調査の結果について、先ほど川瀬構成員でしたか、御質問があたりだということ。

では、川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

調査をしていただいたこと自体は、議論の出発点になるもので、調査の結果を大変ありがたく拝見しております。

3点確認したいことがございます。

1点目なのですが、資料2でお示しいただいている(1)の実施状況の件数は「児童虐待防止法に基づく措置」から左が行政処分で、司法の部分は任意処分、つまり強制力が伴わない処分であると私は理解しています。

ただ、本来的は、相手方の意に反して行うことができないはずである任意処分なのですが、子どもが保護されて身柄がある、こうしないとより厳格な対応になりますとなったときに、保護者にとっても、子どもにとっても、消極的ながら同意せざるを得ない状況が生まれてくるのだと思うのです。

子どもとか保護者にとっては、事実上の命令というか、強制力を伴った制限になっているのではないかと感じていて、この辺りの指導と措置の境目があるにはあるのですが、この指導を行政指導、福祉司指導になっているところも強制力を伴って、実際、子どもや保護者にとっては、措置と同等、行政処分と同等のものとして受けられているのではないかと。この辺りを司法関与によって、どのように適切・適正化していくのかということが一つ気になっているところでございます。

2点目では、昨年、広島の子童相談所から児童養護施設に一時保護委託されていたお子

さんが亡くなる事案がありましたが、(2)でお示ししていただいている基準は、広島の場合は「原則として制限するが特定の場合は認める」で、28条の係争にある状態においては、慣例的に面会通信を制限していたことが報告書等では確認できています。

しかし、本来、28条は、親と児相の方針が対立しているのもあって、子どもと親がお互いに会ったり、通信をしたりすることと別のこととして捉えられなければならないはずなのに、トレードオフになっている実態があるのではないかと感じています。この辺りをどのように整理して分けて、きちんと検討していくのが非常に大事だと思っております。

3点目です。いろいろな一時保護所のお子さんの声を聞かせていただく中で、親、家族と会いたい、きょうだいに会いたいという声はたくさん聞かせていただきます。

そのときに、子どもたちが、なぜそれが制限されているのかが、ほとんど多くの場合説明されていない、理解できていないとか、そういう実態があります。納得もいかないまま、なぜそういう状況なのかということも分からないまま、事実上の強制力を伴った制限が課されているということがございます。そういうことがあると、親もそうですが、子どもも頼りたい、何かあったときに相談したいという児相に対するベクトルがあまり向かなくなるのではないかと感じています。

ちょっと話が変わるのですが、例えば子どもが家に帰りたいたったときに、一時保護所の環境がよくないから、子どもが家に帰りたいたう場合もあるわけです。

子どもが何をもちて家に帰りたいたうかというところを、今の御提案だと、家庭と家族と子どもとの関係性だけにフォーカスが当たっていて、多分、裁判所がそこを判断するような仕組みになっていると思うのですが、帰りたいたうことが、例えば保護所の環境に起因するものだったとする場合、家もしんどいのだけれども、刑務所のように本当にしんどい保護所にいるぐらいなら、家に帰ったほうがましみたいな場合に、裁判所が例えば親との関係だけではなくて、児童相談所に対して、例えば環境をこのようにするべきであるという助言、あるいは指導にはならないかもしれないのですが、関与していくことは可能なのかどうなのかも少し検討の中に入っていくと、より子どもの意見もきちんと酌んだ判断になっていくのだらうと思っております。

ちょっとまとまっていらないのですが、3点でした。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、ほかに面会通信、接近禁止について御意見、御質問はございますか。特によろしいですか。

では、室長からお願いいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 川瀬委員から御指摘いただきました。ありがとうございます。

1点目に頂戴しました児相と親御さんとの関係の中で、同意せざるを得ないようなケースがあるのではないかとか、子どもと親との関係なども整理した上で考えていくべきでは

ないかということで御意見をいただいたと思っています。

この辺りは、おっしゃるとおり、子どもを一時保護しているという特殊な状況の中での親権者等との関係性がございしますので、その辺りは、できる限りきめ細かにどのような対応が望ましいのかということを整理していく必要があるのだろうと思っています。

現状、国のほうからは事細かにお示しできているところはございませんが、現場の実態を踏まえまして、できる限り適切な形での行政指導、もしくは行政処分、措置がなされるように、できる限り現場の皆様がまた迷わなくていいように、詳しい整理をした上でお示ししていくことによって、まずは適切な処分、指導がなされるようにしていきたいと思っています。

また、子どもの意見については、帰りたいと言う背景には、例えば保護所の環境とかいろいろなことがあるのではないかという御意見は、おっしゃるとおりだと思っています。

その点につきましては、先ほど申し上げた中にも重複してきますが、子どもの意見を聞くアドボケイトの話は、今回の制度改正の中でも考えていきたいと思っていますので、その中できちんと吸い上げて、保護所の環境を改善していく、例えば児童福祉委員会のような別の機関の関与を入れる中で、そういう改善に導いていくとか、そういったことによって、子どもにとって最も望ましい選択肢というか、対応がなされるようにしていくことが重要ではないかと思っていますので、その辺りも含めてこれから詰めていきたいと思っています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかに。

土居構成員、お願いいたします。

○土居構成員 ありがとうございます。

私からは、面会通信制限について1点質問したいと思います。

検討会の中で、一時保護に対する司法審査に合わせて面会通信を制限することができる制度も考えられるのではないかという提案を行いました。それは全く考えられていないということなのか、そして、三者協議の中ではどのように扱われたのかというところを教えてくださいいただけますか。

○吉田座長 では、室長、お願いいたします。

○羽野虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

土居委員から御指摘いただいた論点につきましては、率直に申し上げますと、今回の司法審査を導入することは、非常に大きな論点としてまずあります。その中で、どのように迅速な対応が、そして、非常に件数が多いこの対応をどのようにやっていくのが適切なのかということ調整していく中で、今、資料1や資料3でお示ししているような内容で検討を進めてきたところでございます。

したがって、現段階で、今回の司法審査の中で面会通信制限のことまで併せて判断

していくところまではまだ至らない。今回、資料2にお示したように、まずは、行政処分が適切に行われることを促していく。それをやっていって、その後の話だろうという話をしておりますので、まずはその段階を進めていこうということで、三者とも話をしたところでございます。

以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

土居構成員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、こちらのほうで予定していた議題は以上ですが、若干時間もありますので、皆様方から、この検討会の事柄であったり、今後についての要望であったりがございますたら、ここで話しただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

私は児童相談所でのデータ分析が大事ではないかというお話を去年からずっとしてきました。

例えば各事例のリスクや家族状況などの様々なデータや、それらリスクがある中でどんな意思決定したのかというデータを集める中で、例えばどの事例の一時保護を司法に請求するべきなのかということが一定、見えてくる部分があると思うのです。

それとともに、今回、司法審査を導入すればこんなことをしたら、一時保護が減るのではないかと、いろいろと意見が出ていますが、そのようなことも、件数ベースだけではなくて、例えばリスクの高い事例は保護できているけれども、リスクの低い事例ができなくなっているとか、そのようなことがいろいろと見えてくると思うのです。

そのようなデータに基づいていろいろと検討をしていく、決めたことの客観性をデータ分析から担保していくことはすごく大事だと思います。それを早急にいろいろな県でも導入できるようにしていただけたらと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

土居構成員はいいですか。御質問ですか。

○土居構成員 ありがとうございます。

しつこくて申し訳ありません。厚労省には実務者による協議をきちんと前向きに考えていただきたいと思っています。

専門委員会は、私もオンラインで傍聴しておりましたが、本当に委員のメンバーの数が多くて、1人が1つ意見を言うと何十分もかかってしまう状況にあって、議論するような状況にはないと思っています。



最初の頃に、特に学者の先生方から御指摘があったように、民法とか民訴法だけではなくて、行政法も絡んでいるのだから、行政法の学者の先生も要るだろうとか、いろいろと意見も出ていたところなので、そういった意見を踏まえて、きちんと関係する実務者を集めていただいて、法的観点からきちんと検討していくべきだと考えていますので、そこを前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

○吉田座長 貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 これはお願いになるかと思いますが、土居構成員の意見に重ねて、実務者による協議もあると思うのですが、ぜひ児童相談所の職員だけに業務を聞くのではなくて、保護者とか子どもたちの声とかをしっかりと聞き取りながら、現在の積み残しになっている議論をしていただき、前に進めていただけたらと思っています。

今回の一時保護の手続等の在り方検討会も、保護者の方のヒアリングはされたのですが、この検討会として、今、一時保護所で生活している子どもたちの声は聞けなかったと思います。やはりそれは大きな課題なのではないかと思っています。

私や川瀬構成員が先ほど代弁という形で、子どもたちの声はお伝えできたかなと思うのですが、リアルな子どもたちの声も聞いてもらいながら協議を進めてもらえたらというお願いです。

ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

他に追加でございますか。よろしいですか。

では、特に御質問、御意見はないようですね。

ありがとうございました。

本日まで、皆様方から様々な御意見を頂戴いたしました。

今回頂戴した意見も踏まえながら、社会保障審議会児童部会の社会的養育専門委員会でも引き続き検討し、厚生労働省として制度改正、運用の検討等、具体的な対応を進めていただければと思います。

皆様方には、1年以上にわたり、この検討会でお世話になりました。ありがとうございました。非常に活発な御意見、貴重な御意見をいただきまして、実りのある検討会になったかと思っています。

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会は、これにて閉会とさせていただきます。

皆様方には、これまで活発な御議論等、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の検討会は終了とさせていただきます。

事務局にお願いいたします。

特にないですか。

○村中虐待防止対策推進室長補佐 はい。

○吉田座長 では、事務局からは、特に連絡事項はないようですので、これで終了といたします。

皆様どうもありがとうございました。